

2021年4月7日

女性活躍推進法に基づく優良企業として

「えるぼし」認定を取得しました

サミットは、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）に基づく取組み状況が優良であるとして、3月3日に東京労働局より同法認定マーク「えるぼし」（2段階目）を取得しましたのでお知らせいたします。



■女性が働きやすい職場を目指して

子育てをする社員が働き続けやすいよう、サミットでは、女性社員が法定より長く、産前休業の取得や短時間勤務をすることができます。また、男性社員による育児休業取得の事例を社内に紹介し、制度の活用を積極的に推進しています。更に、勤務場所と時間を決めて働く「パートタイム社員」、勤務エリアを固定した「地域限定正社員」、それらを限定しない「正社員」を選択できる社員区分選択制度を設けるなど、社員がライフスタイルとのバランスをとりやすい環境づくりに努めています。

■「えるぼし」認定について

女性活躍推進法に基づき行動計画の策定・提出を行った事業主が、都道府県労働局に申請し、「女性の職業生活における活躍の状況に関する実績に係る基準」に基づき取組みの実績を評価され、厚生労働大臣より認定を受けるものです。

厚生労働省「女性活躍推進法特集ページ」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

以上